SNSを活用した協働事例の情報発信業務企画提案選考委員会 設置要領

(設置の趣旨)

第1 この要領は、SNSを活用した協働事例の情報発信業務企画提案選考委員会(以下「委員会」 という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2 委員会は、SNSを活用した協働事例の情報発信業務の受託候補者を選考するため、企画提 案の審査を実施する。

(組織)

- 第3 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会には、委員長を置き、特命参事兼連携協働課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の学識経験者等から意見等を聴くことができる。

(委員会の開催)

- 第4 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長の職を行う。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員がやむを得ない理由により委員会を欠席する場合には、欠席する委員が指名する者をもって充てることができる。

(審査)

第5 審査は、別紙1「SNSを活用した協働事例の情報発信業務企画提案選考方法」により行う。

(守秘義務)

第6 委員は、当該審査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、若者女性協働推進室が所管する。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項がある場合は別に定める。

附則

この要領は令和4年8月31日から施行し、令和5年3月31日をもって廃止する。

【別表】

選考委員

区分	所 属	職名	氏 名
委員長	環境生活部若者女性協働推進室	特命参事兼連携協働課 長	下川 知佳
委員	政策企画部広聴広報課	広聴広報担当課長	千葉 絵理
委員	ふるさと振興部地域振興室	主事	遠藤 保雅